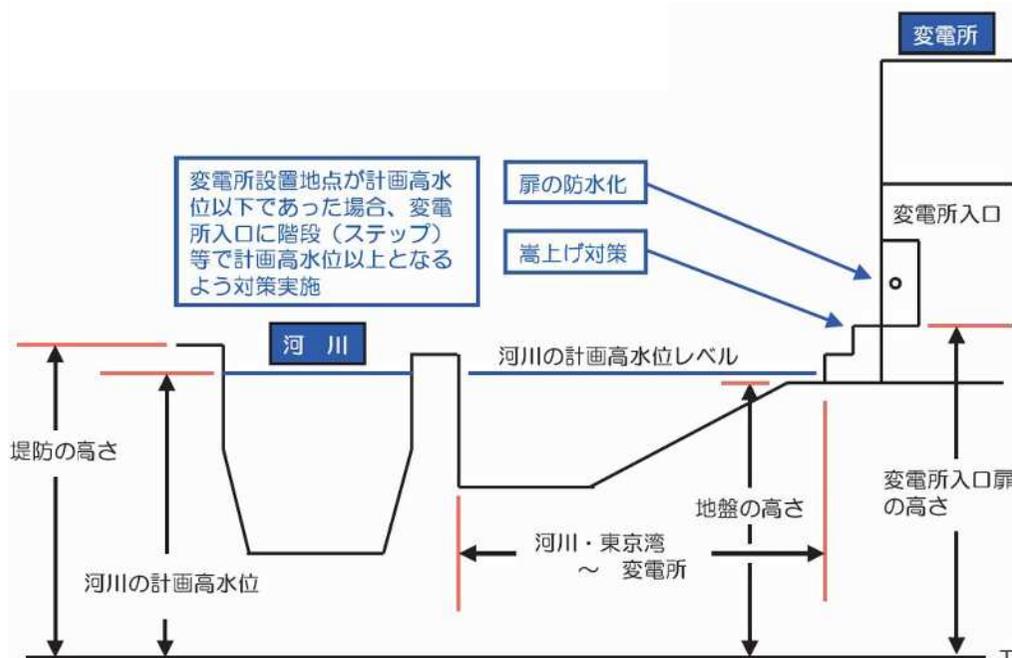


- 東京電力では、伊勢湾台風等の水害を契機に昭和52年に水害対策設計基準を制定。
- 拠点施設における機器等の設置高は、原則として近傍河川の**計画高水位および計画高潮位以上を確保**することとし、設置高が確保できない場合には、浸水対策を実施する等、洪水対策および高潮、津波、波浪対策を実施。
- 具体的には、十分な**地盤高を確保できる場所での設置**、建物の**防水構造化（防水壁、建物基礎の嵩上げ、防水（潮）扉等）**、**機器の基礎及び架台の嵩上げ**、**防水形密閉化機器の使用**、**排水ポンプ設置等**を実施。
- 共同溝及びマンホール内の設備は、浸水を想定し、防水被覆したケーブル、ケーブル接続部の止水対策、洞道部と変電所接続部の防水対策等を実施。
- 地表面に設置された地上用変圧器が浸水した場合には、当該設備から電力を供給している地域が**局所的（地上用変圧器1台当たり約10軒供給）に停電に至る可能性**。

拠点施設設置位置の考え方



地上変電所の水害対策



出典：大規模水害時に対する現状の対策（電力、通信、ガス）（第3回大規模水害対策に関する専門調査会）